

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律案新旧対照条文目次

一	環境基本法（平成五年法律第九十一号）	（附則第五条関係）	1
二	独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成十一年法律第百八十三号）	（附則第六条関係）	2
三	農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）	（附則第七条関係）	3

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律案新旧対照条文
 ○ 環境基本法（平成五年法律第九十一号）（附則第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（中央環境審議会） 第四十一条（略）</p> <p>2 中央環境審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十九号）、自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第五十号）、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第十号）、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第一百一号）、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第五十号）、循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第十号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第十六号）、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）及び愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成二十年法律第...号）によりその権限に属させられた事項を処理すること。</p> <p>3・4（略）</p>	<p>（中央環境審議会） 第四十一条（略）</p> <p>2 中央環境審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十九号）、自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第五十号）、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第十号）、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第一百一号）、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第五十号）、循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第十号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第十六号）、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）及び石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）によりその権限に属させられた事項を処理すること。</p> <p>3・4（略）</p>

○ 独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成十一年法律第百八十三号）（附則第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	<p>（業務の範囲） 第十条（略）</p> <p>2 センターは、前項の業務のほか、次の業務を行う。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成二十年法律第 号）第十三条第一項の規定による立入検査、質問及び集取</p> <p>六・七（略）</p>
現 行	<p>（業務の範囲） 第十条（略）</p> <p>2 センターは、前項の業務のほか、次の業務を行う。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五・六（略）</p>

○ 農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）（附則第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>2 （略）</p> <p>（農業資材審議会） 第七条 農業資材審議会は、農薬取締法（昭和二十三年法律第八十 二号）、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 二十八年法律第三十五号）、農業機械化促進法（昭和二十八年法 律第二百五十二号）、種苗法（平成十年法律第八十三号）及び愛 がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成二十年法律 第 号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理す る。</p>	<p>2 （略）</p> <p>（農業資材審議会） 第七条 農業資材審議会は、農薬取締法（昭和二十三年法律第八十 二号）、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 二十八年法律第三十五号）、農業機械化促進法（昭和二十八年法 律第二百五十二号）及び種苗法（平成十年法律第八十三号）の規 定によりその権限に属させられた事項を処理する。</p>